

～人も動物も幸せに暮らせるまちに～

# 長崎市動物の愛護及び 管理に関する条例



令和4年  
7月1日  
施行

## 条例のポイント

1

### **飼い主のいない動物への不適切な餌やりの規制**

飼い主のいない動物に対し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような餌やりをしてはいけません。

2

### **多頭飼育の届出の義務化**

飼っている犬と猫の数が合計で10頭以上になったときは、届出が必要です。

3

### **市、市民、飼い主等の責務の規定**

人と動物が共生する社会を推進するため、関係者（市、市民等、動物を飼おうとする者及び飼い主）の責務を定めました。

近年、犬猫等のペットは生活に癒しをもたらすとともに、家族の一員としてより深い関わりを持つようになってきました。

その一方で、飼育放棄や遺棄、虐待、身近なものとして、動物の放し飼いや飼い主のいない猫に対する無責任な餌やり行為によるふん尿などの被害で近隣に迷惑をかける事例が後を絶ちません。

このような現状を踏まえ、長崎市では、人と動物が共生する社会を推進するため、「長崎市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定しました。

## 人と動物が共生する社会を 推進するために必要なこと（基本理念）

動物は、人と同じ命あるもので、みだりに排除してはならないものであることなどを認識すること。

動物には、種類や習性等に応じた飼うためなどの環境を整えることが必要であることを認識すること。

動物愛護の機運を高めることは、命を大切にするとともに、平和の情操を養うことなどに資することを認識すること。



人と動物が共生する社会を推進するためには、関係者がそれぞれの責務を果たし、連携することが必要です。

### 市の役割

- 市民との協働による動物の愛護及び管理への取組み
- 飼い主や犬猫の多頭飼育者等への指導又は助言
- 地域猫活動に対する支援

### 市民のみなさま

- 動物の愛護及び市の施策への協力に努めてください。

## 動物を飼おうとする方

- 飼おうとする動物の知識の習得に努めましょう。
- 飼う前によく考えましょう。

- 命を終えるまで責任を持ってお世話ができますか？
- 飼い主に何かあったときに代わりにお世話ができる方はいますか？
- 動物を飼える住宅環境ですか？
- 周りに迷惑をかけずに飼えますか？



## 飼い主のみなさま

- マナーを守って飼いましょう。

飼い方によっては、人に害を加えたり、周囲にふん尿や鳴き声などの迷惑をかけたりすることになります。

犬は放し飼いをしない・散歩のときはリード等で確実につなぎ、ふん尿の処理用具を携帯する、猫は屋内で飼う等の遵守事項を守りましょう。

- 命を終えるまで愛情と責任を持って飼いましょう。

動物の種類に応じた適切な飼い方をして、健康と安全に気を配り、その命を終えるまで責任を持って飼いましょう。

- むやみに数を増やしたり、繁殖させないようにしましょう。

動物の数はしっかりとした管理ができる数を超えないようにしましょう。生まれてくる全ての命に責任が持てないのであれば、不妊去勢手術などで繁殖を制限しましょう。

- 逃げたり、迷子にならないようにしましょう。

動物が逃げ出したり、迷子にならないように日頃から必要な対策をとりましょう。

## 飼い主のいない動物に餌を与えている方

- 周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような餌やりをしてはいけません。
- 飼い主のいない猫に餌やりをするときは、ルールを守りましょう。

### 【飼い主のいない猫への餌やりルール】

- 餌を与える場所の自治会等に説明し、理解を得るよう努めること
- 不妊去勢手術を受けた（必ず受ける予定の）猫を対象とすること
- 時間を決めて行うこと
- 置き餌をしないこと
- ふん尿等を適切に処理すること

## 犬猫の多頭飼育の届出制がスタートします

飼っている犬と猫が合計で10頭以上になった場合は、そのときから30日以内に、飼い主の住所、氏名、飼っている頭数などを動物愛護管理センターに届け出なければいけません。

- 届出用紙はホームページからダウンロードできます。
- 生後90日以内の犬猫は除きます。

## 災害に備えましょう

災害は突然起こります。日頃からの心構えと備えが大切です。

- 必要なしつけをしておきましょう。
- 用意しておきましょう。

- ・ケージに慣らす
- ・人や動物に慣らす
- ・決められた場所で排せつできる
- ・不必要に吠えない(犬の場合) など

- ・ペットフードや水 (最低5日分)
- ・療法食、薬
- ・キャリーバッグ、ケージ
- ・予備の首輪、リード など

- 日頃から迷子札など身元を示すものを付けておきましょう。
- 日頃からワクチン接種など健康管理に注意しましょう。

## 下記についてもお問い合わせください

- 飼い犬の登録、鑑札の交付
- 狂犬病予防注射済票の交付
- 飼い犬の死亡届、登録事項の変更
- 飼い犬が人などを咬んだ時の届出
- 犬や猫の譲渡を受けたい
- 飼い犬や飼い猫が迷子になった など



## 長崎市動物愛護管理センター

〒852-8104 長崎市茂里町2番2号

TEL : 095-844-2961

FAX : 095-846-1197

E-mail : doukan@city.nagasaki.lg.jp

長崎市 動物愛護管理条例

検索